

平成 18 年 6 月 6 日  
企業会計基準委員会

## 実務対応報告公開草案第 24 号

# 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」の公表

## コメントの募集

企業会計審議会から公表されている「連結財務諸表原則」や「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(以下「連結原則等」という。)を踏まえると、投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれる場合があることは明らかであり、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用することとなります。

しかしながら、近時、投資事業組合に係る不適切な会計処理が指摘されており、その適用に関する取扱いをより明確にすることが必要ではないかという意見があることから、企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、現行の連結原則等の下で、実務上の取扱いを検討してまいりました。

今般、平成 18 年 5 月 30 日の第 105 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案(以下「本公開草案」という。)を承認しましたので、本日、公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 6 月 30 日(金)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

## 記

電子メール : kumiai@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

お問い合わせ先 : 03-5510-2737

## **本公開草案の概要**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

### **■ 会計処理**

本公開草案では、次のように取り扱うことにより、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する取扱いをより明確にした。

- (1) 投資事業組合に対しても、会社と同様に、支配力基準を適用するが、投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、出資者が業務執行の決定（財務及び営業又は事業の方針の決定）を直接行うため、議決権に代えて、基本的には業務執行権によって、当該投資事業組合に対する支配力を判断することが適当である（Q1のAの2参照）。

また、出資者が投資事業組合の業務執行権を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行権が、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を占め、かつ、当該出資者が、緊密な者と合わせて、当該投資事業組合の資金調達額の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合や当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっている場合等には、通常、当該投資事業組合は子会社に該当することとなる（Q1のAの2(3)参照）。

なお、緊密な者には、これまで自己（自己の子会社を含む。）と関係がない場合でも、自己と投資事業組合、緊密な者に該当すると考えられる者との関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の業務執行権を行使すると認められる者を含むことに留意する。また、出資者が出資額（又は資金調達額）の総額の半分以上を超える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分以上を超える多くの額を享受又は負担する場合等には、業務執行権の過半の割合を有する者が独立して財務及び営業又は事業の方針決定をしているときを除き、通常、当該業務執行権の過半の割合を有する者は当該出資者の緊密な者に該当するため、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当するものとして取り扱われる（Q1のAの3参照）。

- (2) 投資事業組合は、通常の会社の場合と同様、影響力基準により関連会社と判定される。この場合、支配力基準と同様に、議決権に代えて、業務執行権により判断する（Q6参照）。

### **■ 適用時期**

公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用する。

以 上